

当町職員の官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害事件につきまして、本日、松山地方裁判所から職員へ有罪判決が出されました。

町民の皆様の、町政に対する信頼を損なう結果となったことにつきまして、改めてお詫び申し上げます。

この度の判決を真摯に受け止め、改めて職員の綱紀粛正を図るとともに、町民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

有罪とされた職員につきましては、控訴の状況を確認しながら、適正に処分を行いたいと考えています。

令和3年3月15日

松前町長 岡本 靖